

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成21年3月

1 現状

(1) 職種ごとの人数、平均年齢、平均給与等及び民間従業員データ

区 分	標 茶 町				民 間		
	職員数	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額
全 体	8人	55.5歳	400,734円	415,297円	-	-	-
用務員	2人	56.3歳	408,709円	432,459円	用務員	54.1歳	216,700円
運転手	2人	58.1歳	415,324円	430,074円	自家用乗用自動車運転者	50.6歳	257,200円
その他	4人	53.7歳	389,452円	399,327円	-	-	-

「平均給料月額」とは、平成20年4月1日現在における職種ごとの基本給の平均です。

「平均給与月額」とは、給料月額と扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。

民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。

(平成17年～平成19年までの3カ年平均値)

技能労務職の職種と民間の職種との比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

(2) 年齢別職員数

区 分	32歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳
	未満	～ 35歳	～ 39歳	～ 43歳	～ 47歳	～ 51歳	～ 55歳	～ 59歳	以上
全 体				1人			2人	5人	
用務員							1人	1人	
運転手								2人	
その他				1人			1人	2人	

(3) その他給与に関する事項

給料表

一般行政職と同じ行政職給料表を適用しています。

各種手当

扶養手当、住居手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、期末・勤勉手当、寒冷地手当をそれぞれ該当者に支給しています。

昇給基準

毎年1月1日に前1年間に於ける勤務成績に応じて、4号俸(55歳を超える場合は2号俸)を標準として昇給させています。

2 基本的な考え方

標茶町では、集中改革プランによる定員適正化計画に基づき職員数の抑制による人件費の削減に取り組んできました。

技能労務職員については、退職者不補充という事で新規採用をせず職員数を削減しており、平成21年度には5名、4年後には2名となり、大型バスの運転等民間に委ねる事が出来る業務については、今後も民間委託を推進し、その他給食・牧場職場については臨時職員等で対応する事とします。

3 具体的な取組内容

平成19年4月に国の給与構造改革に伴い給与水準の引き下げを行ないました。

給料表の切替については、職員に与える影響が大きい事から、現行の給料表を適用する事とします。

特殊勤務手当については、平成11年3月に技能労務職に対するものは廃止をしています。

昇給については、平成19年4月に昇給年齢の抑制を行ないました。